

令和7年度 第1回大府市地域福祉推進会議議事録(要約)

日 時 令和7年6月26日(木) 午後1時30分から午後3時まで

会 場 大府市役所 5階 全員協議会室

出席者 (推進委員) ※敬称略

委員長 渡辺隆夫、副委員長 中村直也、芳賀鉄男、川島ゆり子、近藤由美子、酒井信子、沓名律子、山本友和、東千恵子、鈴木悦彦、藤崎あかり、永田範子、松本華子 (欠席) 丸山冬芽

(事務局) ※所属順

福祉部長 猪飼、地域福祉課長 山本、地域福祉課担当課長 小清水、地域福祉課福祉政策係長 浅井、地域福祉課福祉政策係主任 青木、福祉まるごと相談室主査 山下、高齢障がい支援課高齢福祉係長 佐野、高齢障がい支援課障がい福祉係長 阪野、大府市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長 鈴置、大府市社会福祉協議会 総務課長兼第1層地域づくりコーディネーター 櫻木、大府市社会福祉協議会 総務課 事業係グループリーダー 三好

<司会：事務局>

1 議題

<進行：委員長>

(1) 地域福祉計画の進捗状況〔重点事業〕について(資料No.1)

○全世代型サロンの推進

事務局)

(資料に沿って説明)

- ・全世代型サロンとは、世代や分野を超えた地域住民のつながりをつくり、社会参加を促進することを目的として、誰もが気軽に集える子ども食堂機能を有したサロンのことである。
- ・設置数を評価指標としており、令和12年度までに市内10か所に設置することを目標としているが、本年6月時点で既に10か所設置されている。
- ・令和3年度から市独自の補助制度を開始している。昨年度からは制度を拡充し、参加人数に応じて上限額が増加する仕組みとした。
- ・昨年度は地域のフードドライブ活動と連携し、フードドライブで集まった米や食品等を全世代型サロンに配布した。
- ・課題として、参加者の世代に偏りが見られるサロンがあること、予約不要のサロンでは食事準備数の予測が難しいことが挙げられる。
- ・今後は、サロン未設置の自治区への新規開設を目指す。地域の拠点施設である公民館とも連携を図り、市内全自治区でのサロン開設に向けた取組を進める。

【質疑応答・意見等】

委員)

- ・当初目的とした設置数を達成し、未設置の自治区へも新規開設に向け働きかけていくと説明があったが、今後は数だけでなく、多世代交流の場としての質の向上にも注力して進めてほしい。

事務局)

- ・地域における世代間交流の拠点として、長くサロン活動を続けていただけるよう支援するとともに、質と量の両方を担保できるよう取組を進めていく。

委員)

- ・こども食堂機能を主の活動とする全世代型サロンへの高齢者の参加促進について、どのように考えているのか。

事務局)

- ・開催日やサロンによって、参加する年齢層に偏りがあり、高齢者の参加の多い全世代型サロンもある。より高齢者が参加しやすいような取組を市と一緒に考えていくとともに、「常設サロン」や「ふれあいサロン」などのより小地域におけるサロン活動ともあわせて、「サロン」があらゆる世代の居場所としての機能するよう、継続して支援していく。

委員)

- ・「サロンサポーター応援講座」では、どのようなことを行っているのか。

事務局)

- ・新たな担い手育成に向け、実際にサロンの体験・見学の機会を提供するなど、サロン活動者の裾野拡大を図っている。講座には、毎年10名～20名程度の参加がある。

委員)

- ・企業との新たな交流が生まれているとのことであるが、具体的な事例を教えてほしい。

事務局)

- ・公益財団法人杉浦記念財団から栄養機能食品の寄附やHonda Carsによる「ダンボールクラフト体験」講座の実施を通じて、地域やサロン活動者と企業との交流が進められている。

委員)

- ・サロン間の連携について、具体策はあるのか。

事務局)

- ・現在も実施している「サロン代表者連絡会議」を引き続き開催し、運営に関する工夫や情報共有の機会を持つことで、好事例の横展開やサロン間の連携をさらに強化していく。

○事業者との連携・協働の推進

事務局)

(資料に沿って説明)

- ・事業者との連携・協働を推進し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できる環境づくりである「地域包括ケアの推進」を目指している。
- ・「地域見守り活動に関する包括協定」における協定事業者数を評価指標とし、年1か所以上の締結を目標としている。郵便局、新聞販売店、配食サービスやタクシー会社等、市内を巡回する事業所と協定を締結し、異常があれば市に通報する仕組みを構築している。昨年度実際にあった通報では、動けなくなった高齢者を適切に支援した事例があった。このような通報事例を締結事業者と共有し、積極的な通報を呼びかける。
- ・「ゴールドクラブおおぶ」による会員加入促進事業では、市内事業所と連携した会員特典協賛を実施し、好評を得ている。本取組は昨年度、日本健康会議表彰「健康でいられる地域・まちづくり表彰」官民連携分野で優秀賞を受賞した。
- ・そのほかにも、指定福祉避難所協定の締結、葬祭事業者紹介制度「さくら plus」、障がい者アートの祭典「パラアートおおぶ 2024」や小規模法人ネットワーク化事業など、様々な取組で事業者と連携・協働を推進し、地域福祉を推進している。

【質疑応答・意見等】

委員)

- ・「地域見守り活動に関する包括協定」による取組は、着実に継続していくことが望ましい。通報事例の件数及び内容を詳しく教えてほしい。

事務局)

- ・昨年度の通報件数は11件で、その多くが新聞販売店からの通報であった。結果としては、旅行・入院等による不在や在宅だったものの呼び掛けに気付かなかったというものが多いが、死亡が確認された事例もあった。小さな異変でも通報いただける体制が望ましいと考えている。

委員)

- ・「パラアートおおぶ」は良い取組であると思う。次回の開催予定はあるか。

事務局)

- ・「パラアートおおぶ」はオリンピックに合わせて4年に1度の開催としており、本年度開催予定

はないが、市役所1階には常設展示スペース「ギャラリーparart」を設置しており、3か月毎に作品の入れ替えを行い、様々なパラアートに触れていただける環境を整備している。

委員)

- ・「地域見守り活動に関する包括協定」による取組において、「通報」という言葉はネガティブな、悪いことを伝えるイメージを与えてしまっていることが件数の伸び悩みにも影響している可能性もあるため、もっと気軽な、間違っているでもいいから安心して気付きの連絡ができるよう、事業者へ働きかけていただきたい。

事務局)

- ・事業者からは、やはり「間違いであったらと思うと通報をためらう」といったご意見をいただくこともあり、「通報」という言葉が与える印象については、委員ご指摘のとおりであると考えている。毎年1回、包括協定締結事業所向けに事例共有を行っており、その際には、間違いを恐れず気軽に連絡してほしい旨を伝えている。

委員)

- ・社会福祉法人は地域貢献を求められる立場でありながら、それぞれの法人単独では難しい取組も多いことから、法人間連携の事務局を社会福祉協議会が担っている自治体の例もある。大府市における社会福祉法人の連携について、誰がどのようにコーディネートを行っているのか。

事務局)

- ・昨年度は、障がい者福祉サービスを行う社会福祉法人が利用者の送迎に使用する車両を活用し、高齢者の買い物の際の移動手段として、地域の集会所から商業施設への送迎サービスを新たに開始した。また、個々の社会福祉法人単位では実施が難しいような職員向けの研修を市が集合形式で開催するなど、市と各法人がそれぞれ連携して取組を実施した。

事務局)

- ・社会福祉協議会でも以前から、市内に本部を置く法人や市内福祉事業所を対象に年1～2回の頻度で連絡会議を開催しており、法人の取組事例の共有や経営課題の解決に向けた協議等を行っている。また、社会福祉連携推進法人制度創設以降は、法人間連携による地域貢献の推進に向けた協議についても行っているところである。

○ひきこもりの総合的な支援体制の構築

事務局)

(資料に沿って説明)

- ・市民意識調査の「困った時に相談できる人・機関の充実」に満足している市民の割合を評価指標としており、相談支援体制や当事者及びその家族の交流の場の充実を目指している。
- ・毎月開催している「家族のつどい」においては、終了後の交流が活発化し、保護者による家族の会の立ち上げへと進展したほか、昨年度「エスコートおおぶplus」が開設したことで市民の利便性が向上し、相談延べ件数が増加した。また、アウトリーチ相談をきっかけに「エスコートおおぶplus」を利用し、他者との交流や医療へのアプローチに繋がった例もあった。
- ・当事者が一歩踏み出す際に参加できる参加支援事業が十分であるとは言えないため、参加支援アンケートの結果をもとに、希望に沿った参加支援事業を提供できるよう協議を続けていく。

【質疑応答・意見等】

委員)

- ・「ひきこもり専門相談」の支援対象となる当事者の年齢に制限はあるのか。

事務局)

- ・「ひきこもり専門相談」においては、48人の当事者又はその家族から129回の相談があった。年齢層は10代から50代までで、その多くは10代、20代が占めている。また、48人のうち、障がいをお持ちの可能性がある方が24人いる。相談支援や「家族のつどい」は、対象年齢を絞らず、全ての人に対する支援事業として実施している。

委員)

- ・アウトリーチ相談は、大事な支援であると考えている。その支援体制、課題について、詳しく教えてほしい。

事務局)

- ・現在は精神保健福祉士の資格を有するスタッフ2人で対応しており、両名ともエスコートおおぶの所属であるため、安心して任せられる体制となっている。アウトリーチ相談の実施に至るまでには、まず専門相談で保護者と面談し、本人の同意を得た上で自宅訪問を行い、関係性を築いた後に外出支援や居場所利用へと段階的に進めている。支援には時間を要するが、今後も丁寧に取り組んでいく。今後、アウトリーチ相談希望者が増加した場合には、現体制では対応が困難となり、担い手不足が課題となることが想定される。

委員)

- ・義務教育終了後のつなぎの部分も重要な点だと考えるが、現在の様子を教えてほしい。

事務局)

- ・義務教育終了後の支援体制の構築について、昨年末に学校教育課と調整を行い、保護者の同意を得た上で情報提供シートの活用が可能となった。
- ・学校側の負担軽減の観点から、長期欠席者に関する会議で使用している資料を活用し、情報提供を受ける体制とした。本年7月から長期欠席者教育支援会議への参加が可能となる見込みであり、今後連携を更に深め、切れ目のない支援に努めていく。

(2) いきいき幸齢者表彰の審査について (資料No. 2)

事務局)

(資料に沿って説明)

- ・平成24年度から開始した事業で、健康で生きがいを持って元気に生活している90歳以上の人又は社会に寄与し、市民の模範と認められる行為があった80歳以上の人を対象に、自治区やゴールデンプラザおおぶに所属する各クラブからの推薦に基づき、表彰を行うものである。
- ・本年度は、資料に記載の19名を推薦したいと考えている。

(採決結果)

全会一致で決定

(3) 地域ケア会議の実施状況について (資料No. 3)

委員)

(資料に沿って説明)

- ・地域ケア会議は、高齢者の個別支援の充実と社会基盤整備を同時に進める地域包括ケアシステムの実現に向けた手法であり、地域包括支援センターである高齢者相談支援センターが実施している。個別地域ケア会議と自立支援地域ケア会議を実施しており、個別地域ケア会議では困難ケースの支援方針を検討し、自立支援地域ケア会議では要支援者など軽度認定者を対象とし、介護予防に重点を置き、理学療法士、管理栄養士や主任ケアマネージャーなどの多職種で支援の方向性を検討している。
- ・近年地域ケア会議で扱われた主な地域課題として、老々介護や軽度認知障害・認知症に関する事例が多く挙げられる。老々介護に関しては、家族構成の変化により、支える家族が減少し、生活が困難となる事例、軽度認知障害・認知症に関しては、認知症と診断された後、サロンやこれまで通っていたところへ外出できなくなる事例などが見られた。これらの課題に対し、地域での生活を継続するための支援の在り方を検討した。
- ・複数課題を抱える事例も増加しているが、課題解決に向けて、一つひとつの事例に丁寧に向き合いながら、新たな資源につながるよう地域ケア会議を進めていきたいと考えている。

【質疑応答・意見等】

委員)

- ・このような会議は必要であり、尽力いただいていることに感謝する。今後、対応する人員の増加が必要になるのではないかな。

事務局)

- ・地域ケア会議は、知多北部広域連合からの委託を受け、高齢者相談支援センターが実施している。現在のところ人員は確保できているが、今後の増員については、知多北部広域連合に働き掛けていく。

2 その他

(1) 生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業について（資料No. 4）

○大府市地域支え合い活動推進団体支援補助金
事務局)

（資料に沿って説明）

- ・本事業は令和4年度に新型コロナウイルス感染拡大に対応する策として開始し、以降の物価高騰の影響を鑑み、令和6年度までの3か年に渡って継続実施することとなった事業である。
- ・生活困窮者に対する支援活動を行う団体に対して30万円～50万円の補助を行い、生活困窮者の生活支援を間接的に行うことで、各団体の継続的な活動の支援にもつながった。
- ・フードバンク等の食料支援や学習支援、サロン活動の充実が図られ、地域における支え合いの体制強化やつながりづくりに寄与したと考えている。
- ・支援団体からは、活動の継続・拡充による参加者と支援者の双方の生きがい創出といった効果も報告されており、地域共生社会の実現に向けて一定の成果を上げたと評価している。

【質疑応答・意見等】

委員)

- ・事業実績について、地域支え合い活動団体の常設サロンへの補助は、7団体中4団体に対して実施されたが、残りの団体からは申請がなかったということか。

事務局)

- ・その通りである。

委員)

- ・運営スタッフの報酬について把握しているか。

事務局)

- ・補助金を人件費に充てることはできないが、活動に必要な費用弁償として、運営スタッフに支払っているサロンがあることは把握している。また、地域における居場所の継続的な確保に資するため、今般の「大府市地域支え合い活動推進団体支援補助金」とは別に、サロン活動のための運営費補助を従来から行っている。

委員)

- ・フードバンクの件数はコロナの頃と比較して減ってきているのか。

事務局)

- ・令和4年9月までで約1,200件の特例貸付を行い、年間約150件の食料提供を現在まで続けてきた。市民からの寄附だけでは不足する食料を「赤い羽根共同募金」や今般の補助金を活用して購入しており、支援件数は減っていない。今後も継続した食料確保の対策が必要であると考えている。

委員)

- ・地域福祉計画の重点事業で「誰もが気軽に集える場」として位置付けられている全世代型サロンに当該補助を実施することで、実際に生活困窮者に支援が届いていると考えるか。

事務局)

- ・生活困窮者が全世代型サロンに来ているかの正確な統計はないが、運営者からは、大人の分は母親が我慢してこどもの無料分だけ食べている世帯がいるなど、生活が厳しいと見られる世帯の来訪が報告されている。一方で、支援が全ての困窮者に届いているかは不明で、他の施策と連携して支援体制の強化を目指している。

委員)

- ・生活困窮者向けの相談窓口に来庁する方に対して、全世代型サロンの取組を周知してほしい。

(2) 指定福祉避難所について（資料No. 5）

事務局)

（資料に沿って説明）

- ・本市では、現在「指定福祉避難所」「公設福祉避難所」「協定締結福祉避難所」の3種類の福祉

避難所を整備している。

- ・従来からの福祉避難所は、小中学校体育館等の一般避難所での生活が困難となった要支援者の受け皿としての二次的な避難所としても位置付けだったが、本年2月、災害時に通い慣れた施設への直接避難を可能とするため、市内9施設と「指定福祉避難所協定」を締結した。現在、各施設と該当者の個別避難計画の作成・共有を進めている。
- ・「公設福祉避難所」は「指定福祉避難所」での受入れが困難となった要支援者の受入れを、「協定締結福祉避難所」は小中学校体育館等の一般避難所での生活が困難な要支援者が生じた際に調整し受入れを行う施設であり、いずれも直接避難はできないものである。
- ・今後は、市民への制度周知や開設・運営マニュアルの整備、マニュアルを活用した運営訓練等を通じて、誰一人取り残さない防災体制の構築を目指す。

【質疑応答・意見等】

なし

（３）福祉まるごと相談室について（資料No. 6）

事務局）

（資料に沿って説明）

- ・本市では、令和3年度に「福祉総合相談室」を設置し、困りごとを抱える市民の相談を組織横断的に対応してきたが、本年度からは「福祉まるごと相談室」へと名称変更を行い、広く市民からの相談に対応できるよう、支援体制を強化した。
- ・これまでも年齢や制度の枠にとらわれない相談支援を行ってきたが、より市民の身近に、あらゆる相談に対応することをコンセプトとして、体制を新たにした。
- ・重層的支援体制整備事業を核とした「まるごと相談」が機能強化の重点であり、相談内容を包括的に聞き、課題の整理、評価、分析を行った上で、本人や家族、相談内容に適した支援方法をコーディネートしていく。

【質疑応答・意見等】

なし

（４）電話リレーサービス地域登録について（別紙）

事務局）

（資料に沿って説明）

- ・聴覚障がい者等を対象とした「電話リレーサービス」の利用料を、全国の市町村で初めて全額公費負担とする取組を本年4月から開始した。
- ・本サービスは、通訳オペレーターが手話・文字・音声を通訳し、聴覚障がい者と健聴者の間で双方向の電話通信を可能にするもので、緊急時にも有効である。
- ・6月8日には体験登録会を実施し、11名が参加するなど、今後も多様なコミュニケーション手段の普及と利用促進を進めていく方針である。

事務局）

- ・電話リレーサービスは一般にまだ十分知られておらず、着信時に誤解されがちなため、周知と理解の促進に協力をお願いする。

3 事務連絡

事務局）

- ・次回は、令和8年2月4日（水）午前10時から市役所5階全員協議会室で開催する。

－以上－